

## 議案第4号

### 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、一般職に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）に係る次に掲げる事項とする。 [(1)～(11) 略]	(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、一般職に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）に係る次に掲げる事項とする。 [(1)～(11) 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月8日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松井一郎

#### 説 明

地方公務員法に基づき任命権者が管理者に報告する人事行政の運営状況については、フルタイムの会計年度任用職員の任用等の状況もその報告の対象に含まれるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。